

○北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例施行規則

全部改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 9 号

最近改正 令和 5 年 6 月 26 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例（平成 19 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の書面は、公文書開示請求書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 6 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項は、前項の請求書に記載すべき事項（同条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を除く。）とする。

(開示決定等の通知書)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書開示決定通知書（様式第 2 号）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書一部開示決定通知書（様式第 3 号）

2 条例第 11 条第 2 項の書面は、公文書不開示決定通知書（様式第 4 号）とする。

(開示決定等の期間の延長の通知書)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項後段の書面は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第 5 号）とする。

(開示決定等の期限の特例による延長の通知書)

第 5 条 条例第 13 条後段の書面は、公文書開示決定等期限特例延長通知書（様式第 6 号）とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知等)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の規定による通知は、公文書開示決定等に係る意見照会書（様式第 7 号）により行うものとする。

2 条例第 14 条第 2 項の書面は、公文書開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第 8 号）とする。

3 条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく意見書の提出は、公文書開示決定等に係る意見書（様式第 9 号）により行うものとする。

4 条例第 14 条第 3 項後段の書面は、公文書開示決定に係る通知書（様式第 10 号）とする。

(電磁的記録の開示の実施)

第 7 条 条例第 15 条の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク（以下「録音テープ等」という。） 当該録音テープ等を専用機器により再生したものの聴取又は当該録音テープ等を録音カセットテープ若しくは光ディスクに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク（以下「ビデオテープ等」という。） 当該ビデオテープ等を専用機器により再生したものの視聴又は当該ビデオテープ等をビデオカセットテープ若しくは光ディスクに複写したものの交付

(3) 前 2 号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録を広域連合長が定める方法によりフレキシブルディスクカートリッジ若しくは光ディスクに複写したものの交付

2 録音テープ等又はビデオテープ等の開示は、当該録音テープ等又はビデオテープ等の全部を開示する場合に限り行うものとする。

3 第 1 項第 3 号の電磁的記録の開示は、実施機関が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を使用して開示することができるものその他同号に定める方法により開示することができる特性を有するもの限り行うものとする。

(公文書の開示に係る交付部数)

第 8 条 公文書の写し（前条第 1 項第 3 号の規定により電磁的記録を出力した用紙を含む。以下同

じ。)の交付は、開示請求(条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)1件につき1部とする。

(公文書の写しの作成等に要する費用)

第9条 条例第17条ただし書に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表に定める額
- (2) 公文書の写しの送付に要する費用 郵送等に要する額

2 前項の費用は、前納しなければならない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(諮問をした旨の通知)

第10条 条例第19条の規定による通知は、公文書開示決定等に対する審査請求に係る審査会諮問通知書(様式第11号)により行うものとする。

(第三者からの審査請求に対する裁決に基づく公文書の開示に係る通知書)

第11条 条例第20条において準用する条例第14条第3項後段の書面は、審査請求に対する裁決に基づく公文書開示に係る通知書(様式第12号)とする。

(運用状況の公表)

第12条 条例第22条の規定による公表は、年度ごとの開示請求及び開示決定(条例第14条第2項に規定する開示決定をいう。)の件数その他必要な事項について、北しりべし廃棄物処理広域連合公告式条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第1号)に定めるところにより行うものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開審査会規則の廃止)

2 北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開審査会規則(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合規則第10号)は、廃止する。

附 則 (平28. 10. 26規則4)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令5. 6. 26規則3)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

公文書の写しの作成に要する費用の額

区 分		費 用 の 額
1 複写機により複写したもの（プリンタにより出力したものを含む。）であって、その大きさが日本工業規格A列3番以下のもの	モノクロのもの	1面につき10円
	カラーのもの	1面につき50円
2 電磁的記録媒体（録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）に複写したもの		当該電磁的記録媒体1個につき、当該電磁的記録媒体の購入に要する費用を勘案して広域連合長が定める額
3 前2項に掲げるもの以外のもの		当該複写に要する費用に相当する額

様式第 1 号 (第 2 条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

(実施機関)

郵便番号 _____

住 所 _____

請求者

(名 称)

氏 名 _____

電話番号 _____

〔 法人その他の団体にあつては、代表者の氏
名及び担当者名 〕

北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の名称又は内容		
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閱 覧 <input type="checkbox"/> 視 聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送等希望)	
※ 担 当	電話番号 _____	
※ 備 考		受 付 印 _____

- 注 1 開示の方法の欄は、希望する□欄にレ印を記入してください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付で請求のあった公文書の開示について、次のとおり開示することに決定したので、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容		
開示の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送等希望）
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
	場所	
問い合わせ先		電話番号 — —
備考		

- 注 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
2 当日御都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、あらかじめ、その旨を御連絡ください。

様式第3号（第3条関係）

公文書一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、次のとおりその一部を開示することに決定したので、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容		
開示の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送等希望）
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
	場所	
開示しない部分 の内容及び その理由	内容	
	理由	北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第7条第 号に該当（理由）
※ 開示しない部分 を開示することが できる時期	年 月 日以降であれば、開示しない部分を開示することができますので、その開示を希望する場合は、同日以降に改めて請求してください。	
問い合わせ先	電話番号 — —	
備考		

- 注 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
 2 当日御都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、あらかじめ、その旨を御連絡ください。
 3 ※印の欄は、当該公文書の不開示部分の開示が可能となる時期が明らかである場合に記入しております。

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、次のとおり開示しないことに決定したので、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容	
開示しない理由	<input type="checkbox"/> 北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第7条第 号に該当 <input type="checkbox"/> 北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第10条に該当 <input type="checkbox"/> 公文書不存在 <input type="checkbox"/> その他 (理由)
※ 公文書の全部又は一部を開示することができる時期	年 月 日以降であれば、当該公文書の全部又は一部を開示することができますので、その開示を希望する場合は、同日以降に改めて請求してください。
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

注 ※印の欄は、当該公文書の全部又は一部の開示が可能となる時期が明らかである場合に記入しております。

様式第5号（第4条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容	
条例第12条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

様式第6号（第5条関係）

公文書開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長したので、同条後段の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容		
条例第12条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
当該公文書のうちの相 当の部分につき開示決 定等をする期間及び当 該期間内に開示決定等 をする部分	開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
	開示決定等をする部分	
残りの公文書について 開示決定等をする期限	年 月 日	
条例第13条の規定を 適用する理由		
問い合わせ先	電話番号 — —	
備考		

様式第7号（第6条関係）

公文書開示決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により開示請求のあった公文書に、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第14条第1項の規定に基づき、この情報を開示することについて御意見を伺いたいので、別紙「公文書開示決定等に係る意見書」により御回答願います。

公文書の名称 又は内容	
情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	電話番号 — —
備考	

様式第8号（第6条関係）

公文書開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により開示請求のあった公文書に、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第14条第2項の規定に基づき、この情報を開示することについて御意見を伺いたいので、別紙「公文書開示決定等に係る意見書」により御回答願います。

公文書の名称 又は内容	
情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第14条第2項第 号に該当 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	電話番号 — —
備考	

様式第9号（第6条関係）

公文書開示決定等に係る意見書

年 月 日

（実施機関）

住 所 _____

（名 称）
氏 名 _____

電話番号 _____

〔法人その他の団体にあつては、代表者の
氏名及び担当者名〕

年 月 日付けで照会のあった私（当社・当団体）に関する情報が記録されている公文書の開示に対する意見について、次のとおり回答します。

<p><input type="checkbox"/> 開示されても支障はない。</p> <p><input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。</p> <p>（開示により支障を生じる部分）</p> <p>（理由）</p>

注 該当する□欄にレ印を記入してください。

様式第10号（第6条関係）

公文書開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けであなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されている公文書の開示について御意見を伺いましたが、次のとおり当該公文書を開示することに決定したので、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第14条第3項後段の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容	
情報の内容	
開示決定の内容	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 一部開示
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

公文書開示決定等に対する審査請求に係る審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

次の審査請求については、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開審査会に諮問したので、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第 1 9 条の規定により通知します。

審査請求のあった日	年 月 日
審査請求に係る公文書の名称又は内容	
審査請求の対象となった決定の内容	年 月 日付け 第 号
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
諮問年月日	年 月 日
問合せ先	電話番号 — —
備考	

様式第12号（第11条関係）

審査請求に対する裁決に基づく公文書開示に係る通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)

印

あなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されている公文書の開示について、 年 月 日付けで提起のあった審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり当該公文書を開示することに決定したので、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例第20条において準用する同条例第14条第3項後段の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容	
情報の内容	
審査請求に対する 裁決の内容	年 月 日裁決
開示決定の内容	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 一部開示
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
問合せ先	電話番号 — —
備考	